

平成26年度から 村県民税の均等割が 引き上げられます

東日本大震災の復興財源を確保するため、平成25年から所得税・法人税が増税されました。また、平成26年から地方税法の改正に伴い、防災のための経費の財源として、「村県民税の均等割」が年額1000円引き上げられます。

※村県民税は、皆さんに一律で負担していただく均等割と、所得に応じて税額が決まる所得割で構成されます。

■適用期間

平成26年度～35年度までの10年間

■税額

- 村県民税均等割
年額3,500円
(現行3,000円)
- 県民税均等割
年額2,000円
(現行1,500円)

〈問い合わせ〉

役場 税務課係係
TEL(62)9181

公的年金収入が ある人の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税について確定申告をする必要はありません。ただし、

①所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

②住民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、最寄りの税務署へご相談ください。

〈問い合わせ〉

阿蘇税務署
TEL0967(22)0551
※自動音声案内に従い「2」を押してください。

国税職員を装った 不審な電話に注意

国税局や税務署の職員を装った不審な電話がかかる事例が増加しています。

■内容

アンケート調査や統計調査と称して「年齢や家族構成を教えてください」「年金はもらっているか。額はいくらか」「預金額はいくらか」など

■「怪しい…」と思ったら

- ①即答は避ける
- ②相手の所属部署・氏名・電話番号を確認
- ③一旦電話を切って、熊本国税局(納税者支援調整官)または最寄りの税務署(総務課)問い合わせる

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) または、最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。

〈問い合わせ〉

熊本国税局
TEL096(354)6171
阿蘇税務署
TEL0967(22)0551
※自動音声案内

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ 保険料の追納をお勧めします

〈問い合わせ〉

熊本東年金事務所
TEL096(367)2503

■国民年金保険料の追納をお勧めします!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)や、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けている場合、保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば古い月分から納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

●若年者納付猶予・学生納付特例期間「が」「法定免除・申請免除期間」より先に経過した(古い)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

●「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

●若年者納付猶予・学生納付特例期間「の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

●「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

※追納のお申込み・ご相談はお近くの年金事務所までお願いします。

